

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 支給要件確認フローチャート

このフローチャートで給付金の支給要件をご確認のうえ、必要な申請をしてください。
※簡易な確認方法です。実際の審査結果とは異なる場合があります。

児童扶養手当法によるひとり親世帯等である
(事実婚状態である場合は申請できません)

いいえ

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の対象になりません

はい

すでに子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)を受給している
※支給要件を満たしていれば、ひとり親世帯でも、給付金(ひとり親世帯以外分)を受給することができます

はい

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の対象になりません

いいえ

令和5年3月分の児童扶養手当が支給される

はい

A 「3月分児童扶養手当受給者」として対象になります
(申請の必要はありません)
給付額: 児童1人につき10万円

いいえ

次の2つの要件のいずれにも該当する

- ① 公的年金等を受給しているため、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている(児童扶養手当の申請をしていれば、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も含みません)
- ② 本人及び扶養義務者の令和3年中の収入(非課税年金等を含む)が収入基準額未満※である
※扶養1人の場合は約365万円(所得では約230万円)なお、具体的な収入(所得)の計算は、別途提出の様式にて行います

はい

B 「公的年金等受給者」として対象になります
(申請が必要です)
給付額: 児童1人につき10万円

いいえ

次の2つの要件のいずれにも該当する

- ① 申請時点で児童扶養手当の支給要件を満たしている(児童扶養手当の認定を受けていない方も含みます)
- ② 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、本人及び扶養義務者の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている
※令和5年1月以降で、ひとり親世帯等であった時期の任意の1か月の収入額について、12か月換算した収入見込額が基準額未満であれば支給対象となります。扶養1人の場合は約365万円(所得では約230万円)
なお、具体的な収入(所得)見込の計算は、別途提出の様式にて行います

はい

C 「家計急変者」として対象になります
(申請が必要です)
給付額: 児童1人につき10万円

いいえ

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の対象になりません

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 申請書類一覧

ひとり親世帯への子育て世帯生活支援特別給付金支給要件確認フローチャートの結果に該当するアルファベットの区分毎に、申請に必要な書類が異なりますのでご注意ください。

様式		第3号①	第3号②	第4号①	第4号②	第4号③	第4号④	第4号⑤	第4号⑥	—
書類名		申請書 【基本給付】	申請書 【基本給付】	簡易な収入 額の申立書 【本人用】	簡易な収入 額の申立書 【扶養義 務者用】	簡易な所得 額の申立書 【本人・扶養義 務者用】	簡易な収入 見込額の 申立書 【本人用】	簡易な収入 見込額の 申立書 【扶養義務者用】	簡易な所得 見込額の 申立書 【本人・扶養 義務者用】	申立書
		公的年金等 受給者用	家計急変 者用	公的年金等受給者用			家計急変者用			
用紙No. (各様式の右上の数字)		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	—
A	3月児童扶養手当 受給者	申請の必要はありません。								
B	公的年金給付等 受給者	○		○	△※1	△※2				
C	家計急変者		○				○	△※1	△※2	△※3

○:必須 △:ご家庭の状況や収入の状況等により必要となる場合があります。

※1:扶養義務者(申請者と生計を同じくしている(同居等)申請者の直系血族及び兄弟姉妹、申請者の配偶者)がいる場合は、提出が必要です。

※2:所得控除や必要経費の額が多い場合など、収入見込額では対象とならないが、所得見込額では対象となる場合は、提出が必要です。

※3:「C」に該当する場合であって、「簡易な収入見込額の申立書」等の所定様式では申立てを行えない場合に、必要に応じて提出していただきます。(自由様式)

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

添付書類一覧

各申請書及び申立書などのほかに、申請内容を確認するための添付書類をご提出していただく必要があります。下記をご確認のうえ、必要な書類を提出してください。書類に不備がある場合には、審査を行うことができないためご注意ください。

申請に必要な添付書類		
B 公的年金給付等受給者 C 家計急変者 共通	申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)	申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)
	受取口座を確認できる書類の写し(コピー)	通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)
	児童扶養手当の支給要件を確認できる書類	申請者及び対象児童の戸籍謄本または抄本であって、最新の内容のもの ※児童扶養手当の受給者であって、既に認定を受けている方は、給付金の審査や支給に関して必要となる児童扶養手当の受給に関する情報について、甲府市が確認を行うことに同意する場合は不要です
B 公的年金給付等受給者のみ	「簡易な収入(所得)額の申立書」に係る、令和3年中(令和3年1月1日～令和3年12月31日)の年間収入額が分かる書類の写し(コピー)	・給与収入の場合:課税証明書、源泉徴収票等 ・事業収入又は不動産収入の場合:収入額が分かる帳簿等 ・年金収入の場合:年金額決定(改定)通知書、年金振込通知書等
C 家計急変者のみ	「簡易な収入(所得)見込額の申立書」に係る、令和5年1月以降の任意のひと月の収入額が分かる書類の写し(コピー)	・給与収入の場合:給与明細書等 ・事業収入又は不動産収入の場合:収入額が分かる帳簿等 ・年金収入の場合:年金額決定(改定)通知書、年金振込通知書等